季刊 土地連会報

発行所
沖縄市町村
軍用地地主会連合会
那覇市久米町1丁目52番地
発行人　砂川直義
電話　8—6270

あなたの30万ドルが眠っている

受け取り人不明の軍用地料

土地連に代理受領措置を

「未払い軍用地料」というのがあります。所有者（地主）の住所がわからない、所有者が死亡している、地料が額のためもらわないなどの理由で、地料支払いができないでいる軍用地料がそれです。この地料には、契約によるものと収用によるものがあります。未払い額は積り積って現在三十万ドル余にも達しているという話です。まことにもったいない話です。

この法務局・軍用地関係事務所では、関係市町村役所の協力で地主探しにやっきとなっていますが、うまくいっていないのが現状です。このため、沖縄市町村軍用地地主会連合会では、地主に代って同会が代理受領できるようにしてほしい、と要望しています。軍用地関係事務所によりますと未払い軍用地料の支払い、処理を困難にしているのは①地主の住所が不明②地料が小額過ぎて交通費にも足りない③所有者（地主）が死亡して、相続人の登記がされていない④所有者が本土の外国に移住し、沖縄での管理人を指定していない⑤土地所有権の問題で係争中である⑥年度をかぶせて土地の売買が行なわれ、相手方から承諾書または委任状をとることができないでいる…などが主な未払い理由になっているようです。地料支払いのできない地主数、筆数、面積など確かな数字はわかっていませんが、未払いは三十万ドル位に達するのではないかとみられています。

総借賃貸借契約書）によるものと範囲内にあるものが、復帰します年十一月、砂川恵伸琉大教授、宜野座毅弁護士、新垣盛巍法務局主地業務課長、登川正天軍用地関係事務所長らを招いて「未払い軍用地料問題研究会」を持ち、いろいろな法律上の観点から検討しました。この席で結論を得ることはできませんでしたが、土地連比嘉貞義会長が提案しました「土地連の代理受領」というの方問題解決の一つの方法として取り上げられました。

この案は、土地連が昨年九月の臨時総会で決めました「軍用地関する復帰対策事項」（十七項目）の「未払い軍用地料について」に基づいて決まったものです。つまり「軍用地の未払い地料については、復帰時までに適切な方法によって、全額完払いできるよう措置を講じてもらいたい。上記の方法によってもなお未払の生ずる地料の処理は、契約又は収用に係る地料のいかんにかかわらず、受領者に代り地主の団体である軍用地地主連合会（社団法人）が代理受領できるよう特別措置を講じてもらいたい」という土地連の基本方針に沿ったものです。

もっとも比嘉会長が研究会に提案したのは契約によるものに限ってなどとして、具体的には次のような内容になっています。土地連が未払い地料を代理受領できる法律上の方法としては①代理受領②事務管理による方法③委託による方法の三つが考えられます。すなわち代理による方法とは、地主と土地連会長との委任、受任に基づかないで、法律で定める土地連（社団法人）が代理受領、保管する地料を代理人として受領する方法です。法定代理人の場合は

土地連の歩み

軍用地問題と共に17年

（下）

「土地連の歩み」―上では、土地問題の起りから米軍一括払い計画の発表、プライス勧告あたりまでをあつかいましたが、―下では、米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

ブラッカー米陸軍長官との会談に臨む第2回派米代表団＝1958年6月26日、米国防総省の同長官室で。左から渡慶次賀善沖縄市町村会副会長（故人）安里積千代立法院議長、桑江朝幸土地連会長、レムニッツアー大将、ブラッカー陸軍長官、当間重剛行政主席、与儀達敏民主党総裁（故人）、赤嶺義信法務局長。

土地闘争島ぐるみへ発展

このような混乱のとき、米民政府は、県民の反対を無視して、五七年五月、那覇軍港一帯の土地八十二万五平方メートル（二百万坪）余に対して、限定付土地保有権の収用告示第一号を発しました。そして五八年二月には、ら、一括払い阻止、布令二六四号撤廃要請決議（一九五七年四月）を行なうかかわりました。

米国の一括払い強行に対する県民の反対運動は依然として高く鬱積し、米軍との折衝はまた平行線をたどっていました。ところが明けて五七年四月、総選挙後初の立法院本会議に臨んだムニア高等弁務官は「土地収用計画について現在ワシントン当局に再検討がなされている」旨のメッセージを発表、同高等弁務官は、立法院議長宛電文で、当間行政主席ら琉球政府首脳と懇談し「DE（米陸軍地区工兵隊）にも一括払い中止を指令した」旨を明らかにしました。また、ムニア高等弁務官の言明と時を同じくして、先に沖縄の軍用地政策について勧告、調査団長として来日した米下院軍事委員会のプライス委員が「政府の沖縄土地政策再検討の決定には賛成する」と述べた談話コンソンなどが伝えられて、「今後状態を続けていた軍用地問題に明るい兆しが見え始めてきました。

県民代表、米本国へ再直訴

このような情勢の中で、立法院では、県民代表を再びワシントンに派遣して、米本国と直接折衝すべきであるべく、との意見が出て、立法院は、同年五月、代表団の派米を決めました。これについては、プレス高等弁務官も「六月二十日ごろ、陸軍長官宛にその関係と相互の利益に関する諸問題を議論するため代表六人の通訳一人のワシントンへ招待する」と陸軍長官の意向を当局行政主席あて伝えてきていましたので、派米計画は、急テンポで進められました。そして代表団は、安里積千代立法院長、与儀達敏民主党総裁、渡慶次賀善市町村会副会長、当間重剛行政主席、赤嶺義信法務局長、桑江朝幸土地連会長の六人が選ばれました。代表団は、米国防総省、国務省、国会議員などを訪問して、使節に講和発効前の補償問題並びに土地問題の早期解決方を訴えるなど対策に奔走しました。

なお、講和発効前軍使用土地等補償獲得期成会は、同年三月に結成されました。

米国の一括払い強行に対する県民の反対運動は依然として高く鬱積し、米軍との折衝はまた平行線をたどっていました。ところが明けて五七年四月、総選挙後初の立法院本会議に臨んだムニア高等弁務官は「土地収用計画について現在ワシントン当局に再検討がなされている」旨のメッセージを発表、同高等弁務官は、立法院議長宛電文で、当間行政主席ら琉球政府首脳と懇談し「DE（米陸軍地区工兵隊）にも一括払い中止を指令した」旨を明らかにしました。また、ムニア高等弁務官の言明と時を同じくして、先に沖縄の軍用地政策について勧告、調査団長として来日した米下院軍事委員会のプライス委員が「政府の沖縄土地政策再検討の決定には賛成する」と述べた談話コンソンなどが伝えられて、「今後状態を続けていた軍用地問題に明るい兆しが見え始めてきました。

現地会議で土地問題に合意

ワシントンでの共同声明に基づいて、琉球政府と陸軍長官との間で、十二月三日までの間たっぷり時間をかけて行なわれました。この折の合意は、「土地問題は、日本政府が沖縄基地政策を調査するまで、現状のまま、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

「土地連の歩み」―上では、土地問題の起りから米軍一括払い計画の発表、プライス勧告あたりまでをあつかいましたが、―下では、米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

新土地政策はじまる

土地問題―応解決　現地会議

本土復帰　新局面迎えた土地問題

御は「琉米合同土地問題調査委員会」の正式会議」といいます。三つの専門委員会と二つの特別委員会に分れて折衝が行なわれ、連日熱心な討議が交わされました。そして、各分科委員会（合意）に達した事項は、全体会議（正式会議）にかけられまして、双方の妥結事項は共同声明として発表されました。

この会議には、軍用地主代表団長と土地連会長から桑江朝幸会長と沖縄軍政長官が参加、地主代表団は、琉球政府、土地所有者の間で公正な適正方法により解決する。

⑦土地借賃の安定を図るため、琉球政府によって適法な法を制定する。

⑧軍用地料の長期前払い希望者に対する措置として、前払い期間の最高を五年に限定し、琉球政府が立法を制定し、一定の条件のもとに長期前払いを実施する。

⑨軍用地に関して起りうる諸問題を調査検討し、高等弁務官に勧告する。

⑩土地問題解決折衝会議において妥結された新土地政策は、一九五九年十月一日から実施する。

沖縄の米軍用地面積

（注）　A表の全琉総面積の中①は国県有地を含む

A表

区分	陸地面積	軍用地面積	比率
全琉総面積	①七二一、四四五、六二五反	九〇、一五九、三二三、二〇〇	一二、四八%
沖縄郡島総面積	②七二一、四四五、六二五反	八八、九四四、三一三、二〇〇	一二、二%
宮古、八重山総面積	二六八、四九二、九五〇	三四八、〇五三、〇〇〇	一三、一%

B表

区分	地域別陸地面積	軍用地面積	比率
北部	二八、二三五、九五一、〇〇三	四六、五三三、二〇〇	四六、五三%
中部	二七、一〇四、八三五、一二五	四五、五〇〇、〇〇〇	四五、五〇%
南部	一、八一一、三九四、四二	二、九八九、〇〇〇	二、九八%
那覇	二、六七五、五三〇、一〇〇	四、四一一、〇〇〇	四、四一%
宮古・八重山	三四八、〇五三、〇〇〇	〇、五八九、〇〇〇	〇、五八%
総面積	六八、六九九、三三三、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇%

残る未決問題に補償措置を

さて、以上みてきましたような経過をたどり、現在の沖縄の軍用地問題は、現在、どのような情況にあり、どのような問題をかかえているのでしょうか。

まず、現在の軍用地の状況からみましょう。土地連合会が調査した「軍用地調査九年十五万千坪」によると、沖縄の総面積（一億二千百四十四万五千坪）の二・四八%が軍用地として使用されています。そして、この軍用地は、沖縄本島に集中しており、本島総面積の十三・二%を占めるに至っています。

沖縄の軍用地のうち、特徴の一つは、全軍用地のうち、多くが個人有地であることです。本土の場合とは、この逆（七〇%）の状況にあるのです。また、沖縄の軍用地は、そのほとんどが強制接収されています。地主の多くは、千坪ないし二、三千坪を所有しているにすぎません。しかし、このわずかの所有地が、現在の軍用地に取られたことが実情なのです。ここに沖縄の軍用地問題のきわめて深刻さがあります。喜屋武、志喜屋の接収過程を調査検討してみてもわかりますように、土地連合会も、軍用地問題の早期解決方を訴えるなど対策に奔走しました。

使節に講和発効前の補償問題並びに土地問題の早期解決方を訴えるなど対策に奔走しました。

なお、講和発効前軍使用土地等補償獲得期成会は、同年三月に結成されました。

米国の一括払い強行に対する県民の反対運動は依然として高く鬱積し、米軍との折衝はまた平行線をたどっていました。ところが明けて五七年四月、総選挙後初の立法院本会議に臨んだムニア高等弁務官は「土地収用計画について現在ワシントン当局に再検討がなされている」旨のメッセージを発表、同高等弁務官は、立法院議長宛電文で、当間行政主席ら琉球政府首脳と懇談し「DE（米陸軍地区工兵隊）にも一括払い中止を指令した」旨を明らかにしました。また、ムニア高等弁務官の言明と時を同じくして、先に沖縄の軍用地政策について勧告、調査団長として来日した米下院軍事委員会のプライス委員が「政府の沖縄土地政策再検討の決定には賛成する」と述べた談話コンソンなどが伝えられて、「今後状態を続けていた軍用地問題に明るい兆しが見え始めてきました。

県民代表、米本国へ再直訴

このような情勢の中で、立法院では、県民代表を再びワシントンに派遣して、米本国と直接折衝すべきであるべく、との意見が出て、立法院は、同年五月、代表団の派米を決めました。これについては、プレス高等弁務官も「六月二十日ごろ、陸軍長官宛にその関係と相互の利益に関する諸問題を議論するため代表六人の通訳一人のワシントンへ招待する」と陸軍長官の意向を当局行政主席あて伝えてきていましたので、派米計画は、急テンポで進められました。そして代表団は、安里積千代立法院長、与儀達敏民主党総裁、渡慶次賀善市町村会副会長、当間重剛行政主席、赤嶺義信法務局長、桑江朝幸土地連合会長の六人が選ばれました。代表団は米国防総省、国務省、国会議員などを訪問して、使節に講和発効前の補償問題並びに土地問題の早期解決方を訴えるなど対策に奔走しました。

現地会議で土地問題に合意

ワシントンでの共同声明に基づいて、琉球政府と陸軍長官との間で、十二月三日までの間たっぷり時間をかけて行なわれました。この折の合意は、「土地問題は、日本政府が沖縄基地政策を調査するまで、現状のまま、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

「土地連の歩み」―上では、土地問題の起りから米軍一括払い計画の発表、プライス勧告あたりまでをあつかいましたが、―下では、米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

「土地連の歩み」―上では、土地問題の起りから米軍一括払い計画の発表、プライス勧告あたりまでをあつかいましたが、―下では、米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

「土地連の歩み」―上では、土地問題の起りから米軍一括払い計画の発表、プライス勧告あたりまでをあつかいましたが、―下では、米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

「土地連の歩み」―上では、土地問題の起りから米軍一括払い計画の発表、プライス勧告あたりまでをあつかいましたが、―下では、米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

「土地連の歩み」―上では、土地問題の起りから米軍一括払い計画の発表、プライス勧告あたりまでをあつかいましたが、―下では、米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

米国の沖縄基地長期保有政策に立脚した大幅な強制土地接収、一括払いの強行、土地問題の一応の解決をみるいわゆる「現地会議」そして現在の土地問題までを概括します…

見てきた本土基地

土地連・在日米軍基地実態調査

基地の大部分は国有地

住民被害、国が保護策

沖縄市町村軍用地地主会協会は、昨年四月、本土基地の実態調査を行ないました。これは、本土の米軍基地の実態を掌握することによって、沖縄の軍用地問題をとらえなおし、迫り来る七二年復帰に備えようとのねらいで初めて行なわれたものです。調査団は、比嘉貞信土地連会長を団長に各市町村長、地主会長ら総勢六人。立川、横田（東京）、板付（福岡）など基地に直接おもむいて調査をする一方、本土政府にも沖縄の軍用地問題の実情を説明し、協力方を訴えました。

調査結果は「本土基地調査に関する報告書」としてまとめております。

それによりますと①在日米軍が使用している土地は、そのほとんどが国有地であり、民有地、公有地は少ない②基地周辺住民への基地から生ずる障害に対しては、国による対策が講じられているので問題はあまり生じない状況にある③賃貸料の評価は、接収時の地目のいかんにかかわらず、基地周辺民間地域の発展度合に沿った「準宅地方式」が大幅に採用されている④賃借料契約は、一年毎に更新改定されているので、地料が現状より低く評価されると思われる⑤一時使用許可地、いわゆる黙認耕作地は、地料プラス農耕収益の二重所得が認められており、農耕収益を得ている者の地料は、農耕収入額が差し引かれて支払われている」など本土の事情は、沖縄とかなり異なっております。

これら本土における形態のうち②、③、④ならば、復帰時に沖縄に適用しても比較的問題の少ない点ですが、さらに細かく分析しますと、そのままの形での適用し移行は、沖縄の特殊事情にマッチしません。⑤については、もちろん沖縄の方式を通すべきです。

また、同報告書は、本基地をつぶさに調査できたこととともに①中曽根防衛庁長官、山中総理府総務長官ら本土政府の関係主脳に沖縄四万軍用地地主の基本態度を説明、協力方を要請したことを成果として評価しています。復帰に向けての軍用地問題の解決は、いっそうきびしいものになることを再確認、全地主のより強い結束を強調しています。

69年度分坪当り年間地料

地区	地料	最高	最低	平均
横浜海兵	一号地区	$ 9.21	$ 4.71	$ 4.84
住宅地区	二号地区	6.73	2.88	
山手住宅地区（神奈川）		8.22	3.10	5.61
根岸住宅地区（神奈川）		4.10	1.54	3.81
横浜ノースドック施設				9.30
鶴見貯油施設				7.04
横須賀海軍施設				9.46

調査結果のあらましは、次の通りです。

在日米軍基地（施設および区域）の規模は、総面積一億一千五十二万坪で、その内訳は、国有地七千五百六十三万坪、民有地公有地が三千四百八十九万坪であります。米軍基地は、北海道、青森、宮城、都馬、茨城、千葉、埼玉、東京、山梨、神奈川、静岡、石川、愛知、三重、兵庫、島根、広島、山口、福岡、佐賀、大分、長崎、鹿児島の二十二都道県です（一九六八年現在）。基地面積からいいますと沖縄の軍用地九千一六万坪（国有地を含む）とくらべて本土のそれは、二千二千六万坪大きいのですが、基地密度からいますと、沖縄の軍用地面積が全陸地面積の二二、四八％なのに対して本土は、〇・八％です。つまり、本土の米軍基地は、いくつもの都道県にまたがり、比較的散在した形になっているが、沖縄は、狭小な土地に基地がひしめき合っている、ということになります。

基地の数は、百二十六（沖縄は百四十八）。九年十一月現在でいえば、兵舎、住宅、飛行場、港湾、事務所、演習場、倉庫、医療施設、通信施設として使用されています。米軍兵士数は、陸海空合わせて四万といわれております。

米軍の本土基地使用は、安保条約第六条とそれに基づく地位協定にあり、土地の価値増大のいちじるしいため、台帳地目による画一的な算定方法は、現状そぐわないものになります。このため、本土では、このような土地は、台帳地目に従わず周辺の民間地と バランスを保ちつつ現状に則した算定が行なわれております。つまり、台帳地目上は、原野や山林あるいは畑であっても現状が宅地化されていれば「宅地見込み地」、周辺の状況からして将来宅地となることが十分予想されるところは「準宅地」として評価、算定する、といった方法が取られているのです。

地料の算定は、原則として土地台帳地目が基準となります。しかし、都市地域やその周辺では、ほとんどの土地が宅地化される傾向にあり、土地の価値増大のいちじるしいため、台帳地目による画一的な算定方法は、現状そぐわないものになります。このため、本土では、このような土地は、台帳地目に従わず周辺の民間地とバランスを保ちつつ現状に則した算定が行なわれております。つまり、台帳地目上は、原野や山林あるいは畑であっても現状が宅地化されていれば「宅地見込み地」、周辺の状況からして将来宅地となることが十分予想されるところは「準宅地」として評価、算定する、といった方法が取られているのです。

準宅地　通常の売買価格×〇・七×〇・〇四。市街地にあるものです。

宅地　普通相続税の評価額×〇・〇四。この四分という年間利回りは、大蔵省の貸付基準を採用したものですが、商法上の年利回りが六分、民法上が五分であることから、この率は低いとして、改正を求める声が出ているようです。

農地　税務署の査定する農家所得から自家労賃相当額を差し引きこれに〇・八を掛けた額。

原野、牧野　農地借料と同じように牧草などによる収益を基準にして算定されます。ただし、開墾すれば農地になることが十分予想されるものは「農地見込み地」として取り扱い、農地に準じて算定されます。

山林　通常、山林経営を行なうものとして想定、年間収益額を算定して、これを借料としています。

保安林、塩田、雑種地、拝所　保安林、塩田は、収益を基にして算定されます。しかし、これはどこまでも一応の基準であって、その土地が農地と隣り合っていれば農地に準じ、宅地に隣接し、宅地に見込まれる土地は、宅地に準じて算定されます。

次に**一時使用許可地**（黙認耕作地）の地料、**入会権**（一定地域の森林、原野に住民が一定の範囲の森林、原野に入り、木材、薪炭、まさなどを採取できる権利）についてですが、一時使用許可地の場合、沖縄でとられている地料プラス農耕収入という二重所得は、認められておらず、農耕収入を得ている場合も、収用権が発動された例は、ないようです。

農地　税務署の査定する農家所得から自家労賃相当額を差し引きこれに〇・八を掛けた額。

原野、牧野　農地借料と同じように牧草などによる収益を基準にして算定されます。ただし、開墾すれば農地になることが十分予想されるものは「農地見込み地」として取り扱い、農地に準じて算定されます。

山林　通常、山林経営を行なうものとして想定、年間収益額を算定して、これを借料としています。

保安林、塩田、雑種地、拝所　保安林、塩田は、収益を基にして算定されます。しかし、これはどこまでも一応の基準であって、その土地が農地と隣り合っていれば農地に準じ、宅地に隣接し、宅地に見込まれる土地は、宅地に準じて算定されます。

次に**一時使用許可地**（黙認耕作地）の地料、**入会権**（一定地域の森林、原野に住民が一定の範囲の森林、原野に入り、木材、薪炭、まさなどを採取できる権利）についてですが、一時使用許可地の場合、沖縄でとられている地料プラス農耕収入という二重所得は、認められておらず、農耕収入を得ている場合も、収用権が発動された例は、ないようです。

基地の地料は、農耕収入額が最高九〇％まで差引かれています。入会権（共有利益をとる）ひろい結果になっています。

農

形質変更地に補償を

軍用地の復元補償の問題点

請求権は消滅しない

他人の土地を使用している者がその土地を損壊し、所有者（地主）に損害を与えた場合、理由はうあれ、所有者に対する補償責任は、元の状態に復旧するか、またはそれに要する費用を賠償する義務があることは明らかなあるいにも常識的なことがひとたび法のワク内に組み入れられる段階でなくなります。軍用地の復元補償問題がそれであります。米軍は、一九五〇年十月一日以後、損壊を与えた土地、つまり形質変更された土地、つまり形質変更を加えた土地に対しては、解放時期のいかんを問わず復元補償を行ない、一九五〇年五月三〇日以前に形質変更が加えられたものについては感謝的措置として補償を行ないます。ところが、同じく一九五〇年五月三〇日以前に形質変更が加えられたもので、一九六一年六月一日以後に解放されたものについては、「日本国及び日本国民の米国への請求権の放棄」であります。しかし、米軍が沖縄軍用地地主の要求をとりそげるる切り札としている同条約一九条④項は、明確な根拠のあるものでもなく、説得力を持たないものです。沖縄市町村軍用地地主会連合会が、さきに、復元補償対策研究委員会（メンバーは法律専門家を中心とする八人）で、一年余にわたって研究討議した結果を「米軍に補償義務あり」との結論に達し、米軍の補償拒否の主張が適正でないことを指摘しております。沖縄の関係軍用地主は、現在、復元補償請求が米政府で却下されているものを復帰前に補償措置をするとともに将来解放される形質変更土地についても早急に適正補償措置を講じてほしい、と訴えています。地主は補償負担の所在が不明のまま、問題を復帰後に持ち越されることに大きな不安を感じているのです。奄美群島民の請求権が、返還協定の中でうむり去られように沖縄軍用地主の請求権が除去されてはならないのです。このように、軍用地の復元補償問題が早急に解決策を迫られているとき復元補償問題とはいったいどういうものなのか、問題点を総括し、検討を加えてみました。

補償責任回避する米国

ご周知のように沖縄の軍用地の大部分は、占領後何の手続も踏まず、一方的に米軍に収用されました。これらの土地の多くは、米軍基地建設のため、コンクリートやアスファルト、コーラルなどで敷きつめられ、あるいは表土が削り取られて下土地の状に回復するには不可能な土地もかなり見られます。これらの土地のほとんどは、講和発効（一九五二年四月一二八日）以前に形質変更が加えられた土地であります。

米軍は、自己の目的達成のため損壊したこれらの土地を目的が成就され不要となったときは地主の損害を補償せずして返還しよう、というのです。

許せない行為といわねばなりません。

もっとも、右にみたように米軍は、形質変更地の一部については復元補償をしないで措置による補償を行なっています。しかし二九五〇年五月三〇日以前に形質変更され、一九六一年六月一日以後解放された土地に対しては補償責任を拒否しているのです。それはかりではありません。将来解放されるこれらの土地についても何ら救済措置が講じられていないのが現状なのです。放っておいたら、返還時点における地主の補償請求が同じように否認される可能性は、戦争、占領状態が終結させる当り、それまで続いた状態から生じた相互の請求権を清算しようというあるべき姿です。それなのに、沖縄だけは、これを適用しないばかりか、実質的には占領状態が続いているのであるから、条約締結に際して、米国と日本国との間で、沖縄住民の請求権について清算する必要も、また、前提もなかったというべきである。

④米国は、第一次、第二次世界大戦を通じて、米国領土で生じた損害たいする補償は、被害地域の政府に支払わせる政策をとり、講和条約の中で戦敗国及びその国民の請求権放棄を規定し、さらに戦敗国民の請求権について、戦敗国が補償する旨の義務規定を入れることを慣例としてきた。対日講和条約には、戦敗国の戦敗国民にたいする補償義務規定が入れられていないのが、これは、沖縄が日本から行政権を分離されていて日本が論理的にこれらの請求権の支払いをする義務がなかったことにはならない。とすると、沖縄に対して補償責任を持つのは、占領期間中に施政権を通じ、また、現在にいたるまで施政権を有し、直接統治をしてきた米国政府であるべきである、としなければ不合理である。

復元補償請求権の性質

⑤奄美返還協定の中に「講和前の請求権を放棄する」旨の規定がつけられたのは、奄美住民の米国に対する請求権を放棄したことになるが、これは、米国政府が、講和前の請求権を放棄するとの意思表示をする過程を形式的にも実質的にも奪われていたのであるから、日本国の請求権放棄は、沖縄にはよび得ない。

③米軍約において請求権処理に関する取り決めがなされるのは、戦争、占領状態が終結したとの理由で、米軍の補償責任を拒否しているのです。そればかりではありません。将来解放されるこれらの土地についても何ら救済措置が講じられていないのが現状なのです。放っておいたら、返還時点における地主の補償請求が同じように否認される可能性は、元の状態に復旧するか、またはそれに要する費用を賠償する義務があることは明らかなあるいにも常識的なことがひとたび法のワク内に組み入れられる段階でなくなります。軍用地の復元補償問題がそれであります。米軍は、一九五〇年十月一日以後、損壊を与えた土地、つまり形質変更を加えた土地に対しては、解放時期のいかんを問わず復元補償を行ない、一九五〇年五月三〇日以前に形質変更が加えられたものについては感謝的措置として補償を行ないます。ところが、同じく一九五〇年五月三〇日以前に形質変更が加えられたもので、一九六一年六月一日以後に解放されたものについては、「日本国及び日本国民の米国への請求権の放棄」であります。しかし、米軍が沖縄軍用地地主の要求をとりそげるる切り札としている同条約一九条④項は、明確な根拠のあるものでもなく、説得力を持たないものです。沖縄市町村軍用地地主会連合会が、さきに、復元補償対策研究委員会（メンバーは法律専門家を中心とする八人）で、一年余にわたって研究討議した結果を「米軍に補償義務あり」との結論に達し、米軍の補償拒否の主張が適正でないことを指摘しております。沖縄の関係軍用地主は、現在、復元補償請求が米政府で却下されているものを復帰前に補償措置をするとともに将来解放される形質変更土地についても早急に適正補償措置を講じてほしい、と訴えています。地主は補償負担の所在が不明のまま、問題を復帰後に持ち越されることに大きな不安を感じているのです。奄美群島民の請求権が、返還協定の中でうむり去られように沖縄軍用地主の請求権が除去されてはならないのです。このように、軍用地の復元補償問題が早急に解決策を迫られているとき復元補償問題とはいったいどういうものなのか、問題点を総括し、検討を加えてみました。

問題の中心点は、同条約一九条④項にうたわれている「請求権の放棄」に沖縄が含まれるものである。

米軍の補償負担の根拠とされている復元補償請求権は、形質変更がされた時点で発生するから、この場合の請求権はいわゆる講和前の請求権である。米国は、布告二六号（軍用地域内における不動産の使用に対する補償・賃貸契約）に基づいて一九五〇年（一九五一年）四月一日以降の賃貸権を取得、その使用料を支払う義務が生じた。従って、同期日以後に加えられた形質変更については、講和条約一九条④項日書（…一九四五年九月二日以後いずれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を含まない）によりこれは、講和条約一九条④項の請求権の放棄対象となるべきである。しかし、それ以前のものはこの除外規定がないから、同条約第一九条④項により米国の法的責任は存在しない。

②かりに復元補償請求権は、解放時、つまり講和発効以後に発生し、請求権が認められるとしても、その内容は、賃貸契約成立した一九五〇年七月一日当時の状態に復元することであり、実際に形質変更が行なわれた時点の状態に復元することは、問題はこの条項にたいして沖縄解放時、つまり講和発効以後に発生し、請求権が認められるとしても、その内容は、賃貸契約成立した一九五〇年七月一日当時の状態に復元することであり、実際に形質変更が行なわれた時点の状態に復元することは、ならない。だから、実質上、復元補償の問題は生じえない—とする国の法的責任は存在しない。

①かりに復元補償請求権は、解放時、つまり講和発効以後に発生しても、請求権が認められるとしても、その内容は、賃貸契約成立した一九五〇年七月一日当時の状態に復元することであり、実際に形質変更が行なわれた時点の状態に復元することは、ならない。だから、実質上、復元補償の問題は生じえない—とする国の法的責任は存在しない。

米国の主張は不当

問題はこの条項にたいして沖縄が含まれるかどうか、含まれるとしても日本国民の請求権とわち沖縄住民の請求権を放棄されるかどうかであります。

これについて、復元補償対策研究委員会、その研究報告書「米軍用地の復元補償の問題点」で「米軍の講和条約一九条④項補償の問題は生じえない—とする。とすると、沖縄に対して補償責任を持つのは、占領期間中の米国政府であるべきである、としなければ不合理である。

これに形質変更を加え、土地の価値を低下させた場合、契約の終了に当っては、賃借人は補償を低下させた土地を返すのが義務であり、一般賃貸借法の原則からも当然の義務であります。

ところが、米軍は、布告二六号などで一方的に一九五一年七月一日を「契約」による賃貸借成立の時期とし、復元補償義務の基礎時期を、この期日に決めています。つまり、この日に契約が成立したのだから賃借人支払い義務が発生するものであるとしている。しかし、復元補償は、使用中に形質変更されたものを元の状態に復旧させるものであります。米軍約九四万六千坪（一二百平、請求権放棄対象）は、一九五一年八月一日（一九五一年六月三〇日）における形質変更を理由に補償請求却下されているのが六九年、現在で一四万三

地料算定研究委発足

復帰後の地料算定で
四月までに本土政府に提示

沖縄の地目別年間賃貸料割合
―一九七〇年十月現在―

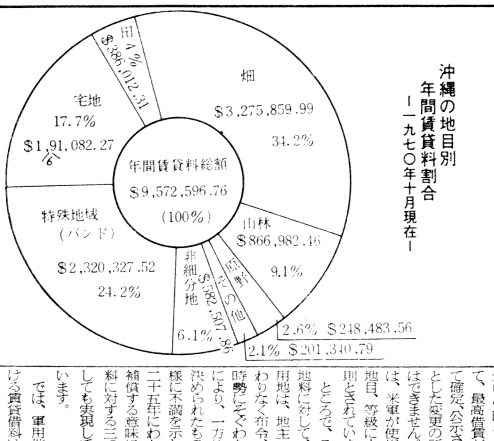

沖縄の軍用地料は「土地借賃安定対策に関する法律」（一九五九年一月十三日立法）で、その額が決められています。行政主席の下に、土地借賃評価審議会という専門機関があり、ここで、各市町村における年間最高賃貸料が、決められ、五年ごとに改定が加えられるのが、いまの地料です。最高借賃の改定は、各市町村地域を定めて最高借賃を特に決定する基地周辺住民の被害、損失を防止しようとする基地周辺整備法が、本土にあります。すでに周知の諸者もあろうかと思いますが、住民の生活の安定と福祉の向上を図る、というものです。

基地周辺住民保護のための法律が皆無で、民法やアメリカの外国賠償法に頼っている沖縄からみれば夢ありがたいものといえる法律です。

しかし、実際に同法が運用されていますが、実際の住民の期待する障害防止、又は軽減する施設の設置、補助金の交付、又は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る、という目的の法律が、いずれしましたが、この法律は、基地周辺住民や関係者の意見を十分な点を補うことや、基地周辺住民の民生安定措置を講ずる必要があるからであります。この法律は、基地周辺住民や関係者の意見の強い立法要請もあっての目的の米軍の軍事行動や自衛隊の飛行訓練、射撃、爆撃演習などから生ず

沖縄の軍用地料は「土地借賃安定対策に関する法律」（一九五九年一月十三日立法）で、その額が決められています。行政主席の下に、土地借賃評価審議会という専門機関があり、ここで、各市町村における年間最高賃貸料が、決められ、五年ごとに改定が加えられるのが、いまの地料です。最高借賃の改定は、各市町村地域を定めて最高借賃を特に決定する作業は、非常になず、最高借賃がこうした過程を経て確定、公示されると、これを不満とした変更の請求を提起することはできません。また、地目、等級は、米軍が使用を開始した時点の地目、等級による、というのが原則とされています。

ところで、こうして決められた地料に対して、地主は「沖縄の軍用地料、地主・住民の意思とかかわりなく、有無、有用を接収され、時勢にそぐわない土地借賃安定法により、一方的ともいえる法定で決められたものである」として、二十五年にわたるこうした損害を補償する意味においても、軍用地料に対する三つの要求は、なんとしても実現してほしい」と訴えています。

では、軍用地料と民間地域における賃貸借料は、どのように違っているのか、ちなみに具志川、コ

沖縄の軍用地料は「土地借賃安定対策に関する法律」（一九五九年一月十三日立法）で、その額が決められています。行政主席の下に、土地借賃評価審議会という専門機関があり、ここで、各市町村における年間最高賃貸料が、決められ、五年ごとに改定が加えられるのが、いまの地料です。最高借賃の改定は、各市町村地域を定めて最高借賃を特に決定する作業は、非常になず、最高借賃がこうした過程を経て確定、公示されると、これを不満とした変更の請求を提起することはできません。また、地目、等級は、米軍が使用を開始した時点の地目、等級による、というのが原則とされています。

ところで、こうして決められた地料に対して、地主は「沖縄の軍用地料、地主・住民の意思とかかわりなく、有無、有用を接収され、時勢にそぐわない土地借賃安定法により、一方的ともいえる法定で決められたものである」として、二十五年にわたるこうした損害を補償する意味においても、軍用地料に対する三つの要求は、なんとしても実現してほしい」と訴えています。

では、軍用地料と民間地域における賃貸借料は、どのように違っているのか、ちなみに具志川、コ

沖縄の地目別年間賃貸料割合
―一九七〇年十月現在―

沖縄の軍用地料は「土地借賃安定対策に関する法律」（一九五九年一月十三日立法）で、その額が決められています。行政主席の下に、土地借賃評価審議会という専門機関があり、ここで、各市町村における年間最高賃貸料が、決められ、五年ごとに改定が加えられるのが、いまの地料です。最高借賃の改定は、各市町村地域を定めて最高借賃を特に決定する作業は、非常になず、最高借賃がこうした過程を経て確定、公示されると、これを不満とした変更の請求を提起することはできません。また、地目、等級は、米軍が使用を開始した時点の地目、等級による、というのが原則とされています。

ところで、こうして決められた地料に対して、地主は「沖縄の軍用地料、地主・住民の意思とかかわりなく、有無、有用を接収され、時勢にそぐわない土地借賃安定法により、一方的ともいえる法定で決められたものである」として、二十五年にわたるこうした損害を補償する意味においても、軍用地料に対する三つの要求は、なんとしても実現してほしい」と訴えています。

では、軍用地料と民間地域における賃貸借料は、どのように違っているのか、ちなみに具志川、コ

漁業補償請求を棄却

民政府土地裁判所

漁業損害補償獲得協議会　米国防長官に上訴

琉球列島米国土地裁判所は、去る十二月十四日、読谷漁業協同組合から提訴されていた同村渡喜仁周辺区域における漁業損害補償請求訴願に対し、「同区域は漁業権の設定がなされていない」なのの理由から、補償支払いの法的根拠は生じ得ない」として訴願を棄却する、との裁決をしました。同漁協の損害補償請求額は、一九五一年四月二十八日から一九六五年四月二十七日までの五十五万五千二千四ドルと六五年四月二十七日以後の年間当り補償金四万二千六百九十四ドル十七セントです。こんどの裁決に対して漁業損害補償獲得協議会の宮川光春会長は「土地裁判所の裁決は一方的であり納得できない。協議会は、全琉の十七協についての計一千六百二十九万八千ドルと前年間損失額百十八万二千ドルの補償請求をしているが、読谷漁協への裁決が初めのものだ。もしこの裁決が確定するほかの十六漁協の訴願も全部棄却されることになり、われわれの権利と生活は不当におびやかされる」として二月十三日、米国防長官に上訴しました。

漁業損害補償獲得協議会が、土地裁判所に提訴している漁業損害補償請求訴願は渡名喜、久米島、伊江、勝連村の漁協など十七漁協に対するものですが、テストケースとして読谷漁協の訴願からはじめることになり、昨年二月二十九日(昭和二年)十二月十一日、当時の読谷村字渡慶次、嶺原同漁協の上原亀吉組合長ら組合員五二人は、真栄原実男、牧野博嗣両弁護士を代理人に訴願を行訴状によりますと、同漁協は、米軍の沖縄統治とともに残渣区域は、米軍の射撃演習ナイキ発射場であり、一九五一年四月二十八日以前については、恩恵を受けていたが、一九五一年四月二十八日以前については、恩恵を受けていたが、一九五一年四月二十八日以前については、恩恵を受けていたが